

| 本人等確認書類 | 法定代理人 | 任意代理人 |
|--|---|---|
| (下記のいずれかの書類) ・運転免許証 ・健康保険の資格確認書 ・国民健康保険の資格確認書 ・後期高齢者医療の資格確認書 ・船員保険の資格確認書 ・共済組合の資格確認書 ・個人番号カード ・在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ・小型船舶操縦免許証 ・運転経歴証明書 ・猟銃・空気銃所持証明書 ・宅地建物取引主任者証 ・恩給証書 ・児童扶養手当証書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 等 | (本人等確認書類に加え、下記のいずれかの書類) ・戸籍謄本 ・戸籍抄本 ・成年後見登記の登記事項証明書 ・家庭裁判所の証明書(家事審判規則第12条) 等 ※いずれも請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。また、複写物による提示又は提出は認められません。 | (本人等確認書類に加え、下記の書類) ・委任状 ※委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求の前30日以内に作成された原本に限ります。)を添付するか又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付してください。 |

(注1) 資格確認書を提示または提出する場合は、住所又は居所の確認のために使用しますので、被保険者等記号・番号を書き写すことはいたしません。

また、資格確認書の複写を提出する場合は、複写後に保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りして提出してください。

(注2) 個人番号カードの複写を提出する場合は、表面のみ複写してください。